



「個室型店舗の避難通路」の新設について

公布日：平成22年6月28日
施行日：平成22年10月1日

川崎市火災予防条例第52条の3に「個室型店舗の避難通路」に関する規定を新たに決めました。
(条例改正に至った経緯は次のページを御覧下さい。)

(個室型店舗の避難通路)

第52条の3 カラオケボックス、省令第5条第2項各号に掲げる店舗その他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。以下同じ。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗(以下「個室型店舗」という。)の関係者は、当該個室型店舗の遊興の用に供する個室に設ける戸で避難通路に面するもの(外開きのものに限る。)については、開放した場合において自動的に閉鎖する機能を備えたものとし、当該避難通路を避難上有効に管理しなければならない。ただし、消防長が避難上支障がないと認める場合は、この限りでない。



- ・省令第5条第2項各号に掲げる店舗とは、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオ店等が該当します。
 - ・自動的に閉鎖する機能を備えたものとは、一般的なドアクローザーを想定しています。
- 疑義がございましたら、お気軽に川崎市消防局予防部予防課まで御連絡下さい。
【電話番号】044-223-2707

＜経過措置＞施行の際に既存の個室型店舗又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗の遊興の用に供する個室(これに類する施設を含む。)に設ける戸で避難通路に面するもの(外開きのものに限る。)については、平成23年9月30日までの間は、当該条例を適用しません。



条例改正に至った経緯

- 平成20年10月1日未明、大阪市浪速区の個室ビデオ店「キャッツ」において、死者15人、負傷者10人という大惨事が発生しました。調査結果によりますと、多数の方が死傷した原因は、煙が建物内部に、急激に滞留しやすく、通路も狭く複雑で行き止まり構造となっており、また、外開きの戸が通路側に開いたままとなっていたことから、避難に支障をきたし、個室で仮眠等していた利用客が逃げ遅れたものです。
- 当市においては、同様の人的被害を軽減するために条例を改正したものです。

